

第一フロンティア定額年金 (円建/外貨建)

通貨指定型個人年金保険(24)

*この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れることがあります。

お客様のニーズにあわせて4つのタイプから選べる年金保険です

受取期間

終身年金 (一生涯)

確定年金 (決まった期間)

しくみ

指数なし (決まった金額)

指数あり (ふえる期待)



ご契約後にお届けする書類

ご契約後、第一フロンティア生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後
および
据置期間中

保険証券/契約内容のご案内/生命保険料控除証明書/お手続きガイド/マイナンバー事前登録のお願い など

*通常、保険契約の成立日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

ご契約内容のお知らせ

*確定年金の場合、据置期間中の[契約応当月]・[契約応当月+6ヵ月]それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に契約者さま宛に発送します。

年金支払
開始前

年金支払開始のご案内

*終身年金の場合はご契約後に、確定年金の場合は年金支払開始日の1~2ヵ月前に、年金受取人さま宛に発送します。

年金支払
期間中

年金支払のお知らせ

*毎年の年金支払日の1~2ヵ月前に、年金受取人さま宛に発送します。

年金お支払明細

*年金のお支払いの都度、年金受取人さま宛に発送します。
*分割払の場合は、分割払金をお支払いの都度、分割払金お支払明細を発送します。
*マイナンバー(個人番号)申告書を同封させていただく場合があります。必要書類(コピー)を貼り付けのうえ、第一フロンティア生命までご返送ください。なお、マイナンバーをご登録済の場合などは、同封の対象外となります。

分割払金お支払総額のお知らせ

*分割払を選択した場合のみ、毎年1月に、年金受取人さま宛に発送します。

各種お手続き
完了時

お手続きの完了通知

*各種お手続き(ご登録情報・ご契約内容の変更、保険金の請求など)の完了後、お手続きの結果をお知らせします。
*マイナンバー(個人番号)申告書を同封させていただく場合があります。必要書類(コピー)を貼り付けのうえ、第一フロンティア生命までご返送ください。なお、マイナンバーをご登録済の場合などは、同封の対象外となります。

ご検討、お申込みに際しては、
「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認ください。

<しおり・約款用>



公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。くわしくは、右記のコードからご確認ください。

<公的保険制度>



この保険商品のご検討に際しては、必ず販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客様と第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客様からのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。野村證券の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命 0120-876-126]までご連絡ください。

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社
 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1
 日比谷フォートタワー
 ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客様サービスセンター
 フリーダイヤル **0120-876-126**

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

25年10月版

☎B25F5045(2025.7.31) F8397-01 '25年9月作成 ラ

[募集代理店]

野村證券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

No.2517/25.10



人生100年時代、安心して使えるお金の準備はできていますか

●想像するよりも、セカンドライフは長くなりそうです

平均寿命と、実際の死亡者数のピークの年齢には差があります

年齢別死亡者数(出生数を10万人とした生命表の年齢別死亡率をもとに算出)



厚生労働省「簡易生命表」(令和5年)をもとに作成

平均寿命とは別に、「平均余命」の考え方もあります

平均余命(各年齢の人が今後生きられると予測される平均の年数)

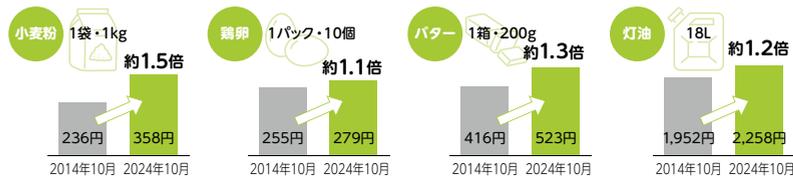
現在の年齢	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
男性	42年	33年	24年	16年	9年
女性	48年	38年	29年	20年	12年

厚生労働省「簡易生命表(令和5年)」をもとに小数第1位を四捨五入して表示

●インフレが続くと、想定よりも支出額はさらに大きくなりそうです

生活必需品は値上がり傾向です

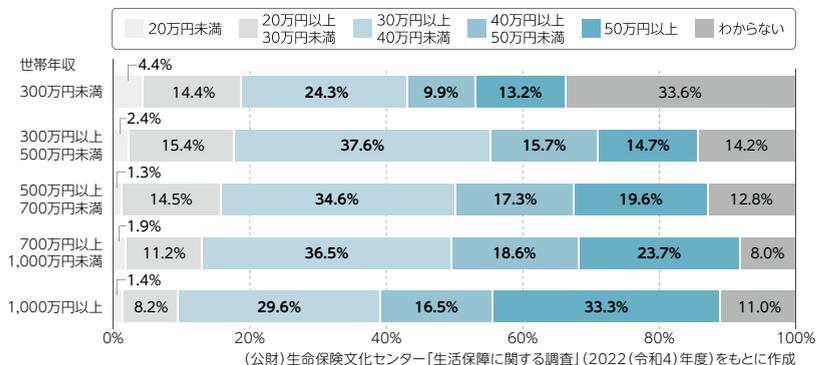
物価上昇の例(10年前との比較)



総務省「小売物価統計調査」(主要品目の東京都都区部小売価格)をもとに作成

●豊かなセカンドライフのためには、相応の出費(お金)が必要になりそうです

ゆとりある老後生活費(月額)についてのアンケート[世帯年収別]



(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(2022(令和4)年度)をもとに作成

ご資産を活かして 一生涯、安心して使える年金収入のしくみづくりをしませんか

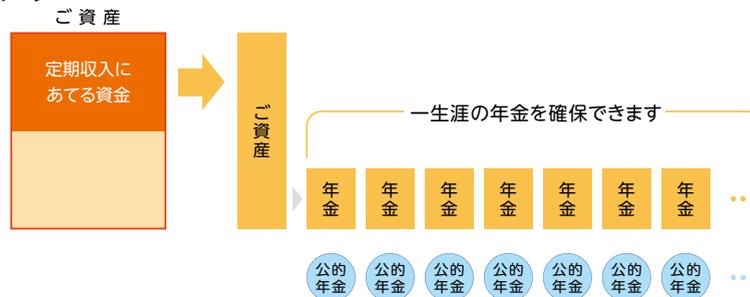
長生きして楽しみたい、インフレも心配…

そこで、現役時代のような定期収入があれば安心ですね



「第一フロンティア定期年金(円建/外貨建)」なら、
“安心して自由に使えるお金”を受取るしくみをつくれます。

<イメージ>



この商品の3つの特徴

うけとる

どちらかを選べます

「一生涯」受け取れる

終身年金

または

「決まった期間」受け取れる

確定年金

ふやす

どちらかを選べます

「定額」で受け取れる

指数なし

または

「ふえる期待」がもてる

指数あり

つなぐ

万一の場合には、
お子さま世代などに
年金をつなぐことが
できます



ポイント

終身年金

ご契約の1ヵ月後から、一生涯にわたって年金を受け取れます。

*年6回払では、2ヵ月後からとなる場合があります。くわしくは、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」9ページをお読みください。

ポイント

指数なし

ご契約時に年金額が指定通貨建で確定します。

ポイント

万の場合

- 年金支払保証期間中はご家族(後継年金受取人)が継続して年金を受け取れます。
- 年金の受取総額は、一時払保険料の **100%・110%・120%** を指定通貨建で保証します。

⚠ 外貨建の場合、円建での保証はありません。

しくみ図(イメージ) しきみ図はイメージを表したものです。一時払保険料に対する年金額の高さの割合は実際の金額の割合とは異なり、また、将来の年金額などを保証するものではありません。

ご契約例	契約者		本人
	被保険者		本人
	年金受取人		本人
	後継年金受取人		配偶者
	年金総額保証割合	100%	

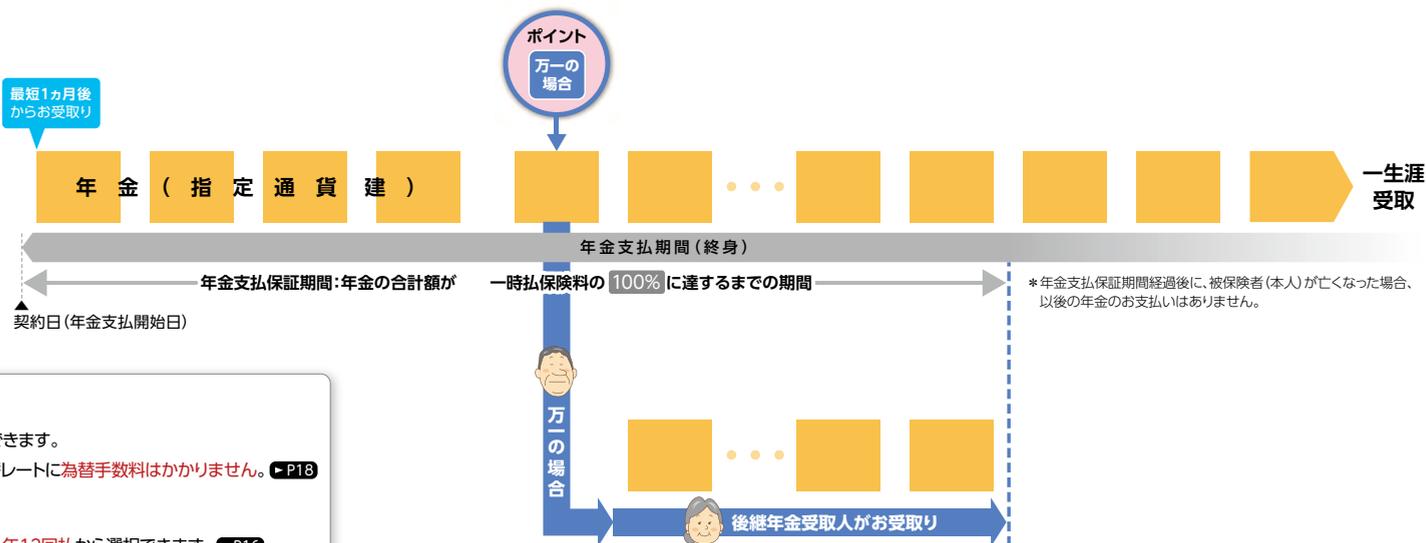
初期費用の負担はありません

通貨・年金総額保証割合を選択できます。

指定通貨	年金総額保証割合
米ドル	100%
豪ドル	110%
豪ドル	120%
円	100%

一時払保険料
(基本保険金額)

指定通貨建



*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・年齢・性別・年金総額保証割合があります。

年金の“便利”お受取り機能

- 外貨建の場合、お受取りごとに指定通貨または円貨を選択できます。また、円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに**為替手数料はかかりません。**▶P18
- ⚠ 為替相場の変動などにより、受取額が変動します。
- 年金のお受取りは、年1回払・年2回払・年4回払・年6回払・年12回払から選択できます。▶P16

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時や年金の一括払時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P18

“一生涯”年金を受け取れ、年金額はふえる期待があります

ポイント
終身年金

ご契約の1ヵ月後から、
一生涯にわたって
年金を受け取れます。

*年6回払では、2ヵ月後からとなる場合があります。
くわしくは、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」
9ページをお読みください。

ポイント
指数あり

参照指数の上昇による、年金額の上乗せが期待できます。

年金額は、
定額部分の年金と
上乗せ部分の年金の
合計額となります。

定額部分の年金
ご契約時に指定通貨建で
確定します。

上乗せ部分の年金

毎年の年金支払日の前日の参照指数が、

ケース① 1年前より上昇した場合、新たな上乗せがあります。

ケース② 1年前より上昇しなかった場合は、新たな上乗せはありません。

*第1回の年金については、「上乗せ部分の年金」はありません。

しくみ図(イメージ)

しくみ図はイメージを表したものです。一時払保険料に対する年金額の高さの割合は実際の金額の割合とは異なり、また、将来の年金額などを保証するものではありません。

契約者	被保険者	本人
ご契約例	年金受取人	後継年金受取人
	年金総額保証割合	100%

参照指数(イメージ)

↑ 1年前より上昇
↓ 1年前より下落

初期費用の負担はありません

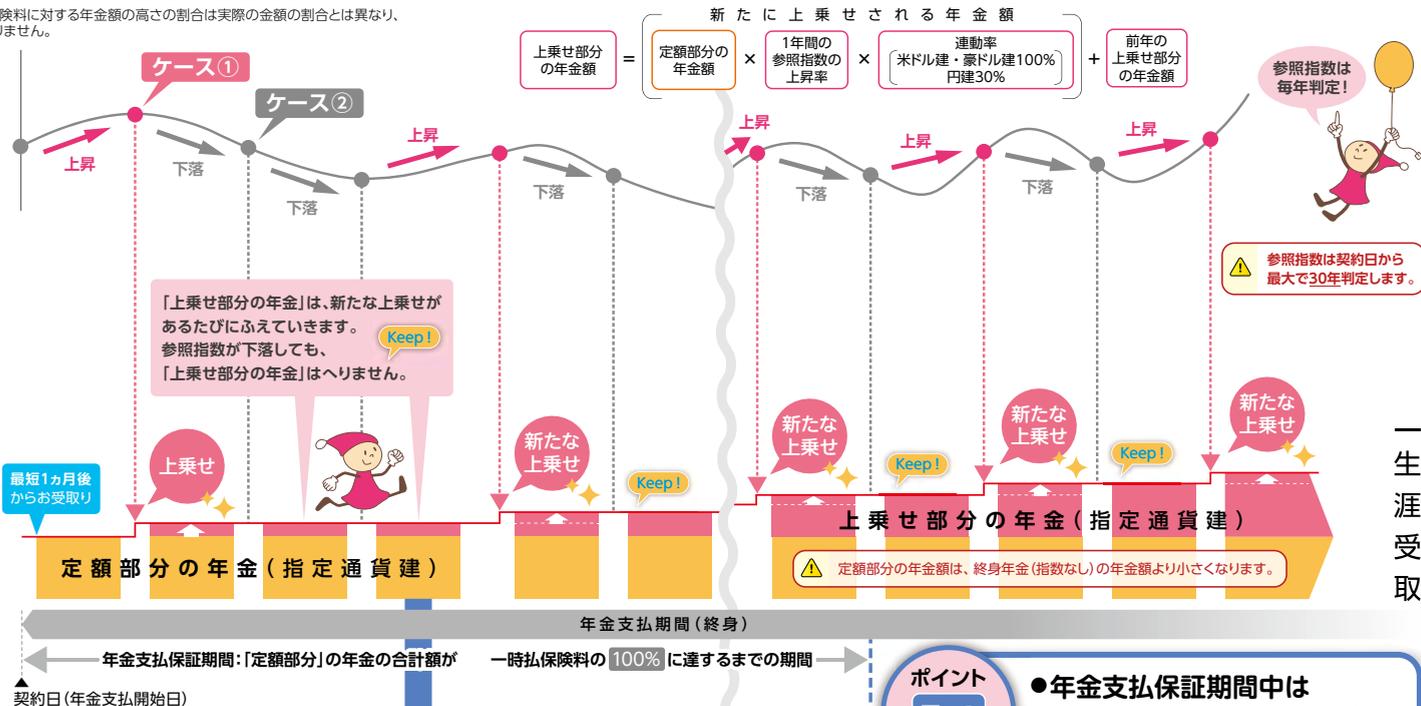
一時払保険料
(基本保険金額)

指定通貨建

通貨・年金総額保証割合を選択できます。

指定通貨	年金総額保証割合
米ドル	100%
豪ドル	110%
ニュージーランドドル	120%
円	100%

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・年齢・性別・年金総額保証割合があります。



年金の“便利”お受取り機能

●外貨建の場合、お受取りごとに指定通貨または円貨を選択できます。

また、円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに為替手数料はかかりません。▶P18

⚠ 為替相場の変動などにより、受取額が変動します。

●年金のお受取りは、年1回払・年2回払・年4回払・年6回払・年12回払から選択できます。▶P13

ポイント
万一の場合

●年金支払保証期間中はご家族(後継年金受取人)が継続して年金を受け取れます。

●年金の受取総額は、定額部分の年金のみで一時払保険料の100%・110%・120%を指定通貨建で保証します。

⚠ 外貨建の場合、円建での保証はありません。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時や年金の一括払時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P18

⚠ 年金支払期間中、参照指数が一度も「1年前より上昇」しなかった場合、年金支払期間にわたって上乗せ部分の年金額はゼロとなります。

終身年金 で“一生涯”の年金をご家族に引き継ぐことができます

ご契約例 年金をのこしたいご家族を、被保険者および後継年金受取人に指定します。

契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人
本人	子	本人	子

「年金」を 次世代にリレー



大切な家族だから、
自分に万一のことがあったら
年金をのこしてあげたいよね!



<イメージ> 終身年金(指数あり)の場合



つなぐ

- 年金受取人(本人)がお元気になるちは、ご自身で年金を受け取って活用いただけます。
- 年金支払期間中に年金受取人(本人)が亡くなった場合、後継年金受取人(子)が年金を引き継ぎます。
- 引き継がれた年金は、後継年金受取人(子)が“一生涯”お受け取りいただけます。
- 年金を受け取る権利(年金受給権)は原則として、後継年金受取人の固有の財産となり、遺産分割協議の対象外となります。

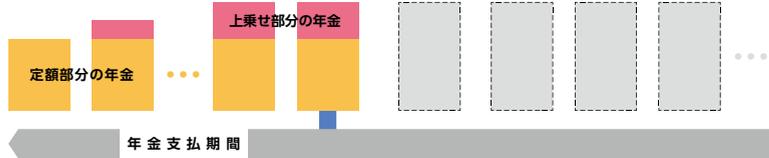
年金の形でのごすことで、
子どもに“定期的な収入”をつなぐことができるね…



← 上乗せの判定



年金受取人
本人が受取り



ご本人に
万一の場合



被保険者
後継年金受取人
子が受取り

後継年金受取人(子)が年金を引き継いだとしても、
上乗せの判定が継続されるので、
年金額がさらにふえる期待がもてます。

参照指数は
毎年判定!

上乗せの判定を継続
(契約日から最大で30年判定)



一生涯
受取

後継 年金受取人(子)が一生涯、年金をお受け取り

*後継年金 受取人(子)は、年金受取人の死亡後、新たな後継年金受取人を指定することができます。



- ・被保険者が年金受取人より前に亡くなった
ただし、年金のお受け取りは、終身年金の場合
- ・被保険者(後継年金受取人)の死亡後に年

場合、引き続き年金受取人が年金を受け取れます。
合「年金支払保証期間中」、確定年金の場合「年金支払期間中」のみとなり、以後の年金のお受け取りはありません。
年金受取人が亡くなった場合、原則、年金受取人の死亡時の法定相続人が新たな年金受取人となります。

*上記のお取扱いは、確定年金でも可能です。後継年金受取人(子)が残りの年金支払期間の年金を継続して受け取ることができます。



ふやす (指数ありの場合)

- 参照指数は契約日から最大で30年判定します。
- 年金受取人(本人)に万一のことがあっても、上乗せの判定は継続されるため、後継年金受取人(子)が受け取る年金にも参照指数による上乗せが期待できます。
- 一度上乗せされた年金額は翌年以降も継続され、へることなく一生涯お受け取りいただけます。
- 上乗せされた年金は、将来のインフレへの備えにもなります。

・後継年金受取人が年金を受け取る場合、年金受取人の死亡時に、年金を受け取る権利(年金受給権)の評価額が相続税の課税対象となります。この
・外貨建の場合、相続税の課税対象額は円貨に換算したうえでの評価となるため、為替相場の変動による影響を受けます。

場合、相続税法第12条(生命保険金の非課税枠)の適用はありません。

ポイント
確定年金

ライフプランにあわせて、年金の受取りを開始する時期と受取期間を選べます。



ポイント
指数なし

ご契約時に年金額が指定通貨建で確定します。

ポイント
万ーの場合

ご家族(後継年金受取人)が継続して年金を受け取れます。

しくみ図(イメージ) しきみ図はイメージを表したものです。一時払保険料に対する年金額の高さの割合は実際の金額の割合とは異なり、また、将来の年金額などを保証するものではありません。

ご契約例	契約者	本人
	被保険者	本人
	年金受取人	本人
	後継年金受取人	配偶者
	据置期間	5年
年金支払期間	25年	

初期費用の負担はありません

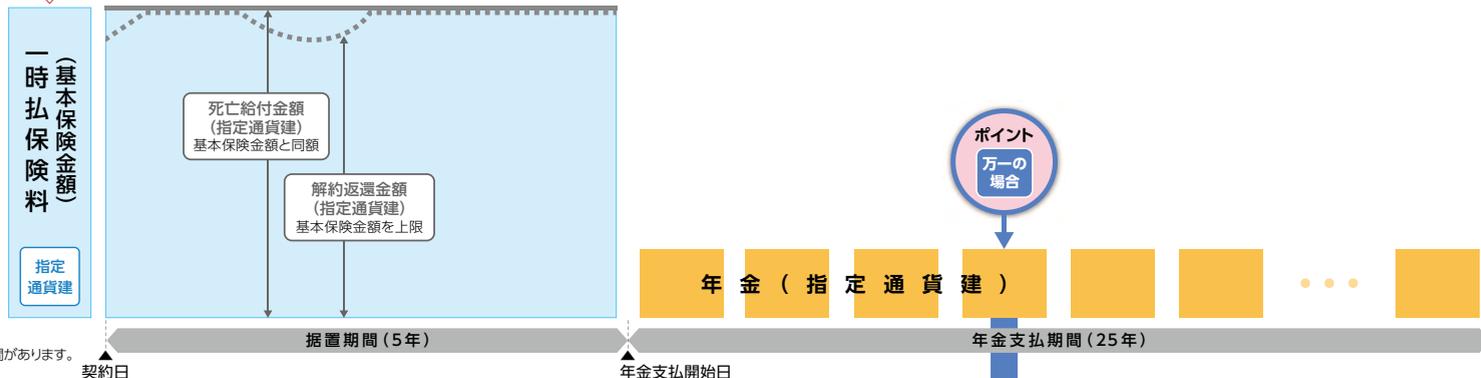


据置期間中の死亡給付金額・解約返還金額を抑えることで、年金額を大きくするしくみです。

通貨・据置期間・年金支払期間を選択できます。

指定通貨	据置期間	年金支払期間
米ドル	1年	10年
		15年
		20年
豪ドル	10年	25年
		30年
		35年
円	1年きざみ	40年

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱えない指定通貨・年齢・据置期間・年金支払期間があります。



年金の“便利”お受取り機能

- 外貨建の場合、お受取りごとに指定通貨または円貨を選択できます。また、円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに為替手数料はかかりません。▶P18
- ⚠ 為替相場の変動などにより、受取額が変動します。
- 年金のお受取りは、年1回払・年2回払・年4回払・年6回払・年12回払から選択できます。▶P16

確定年金の年金額

<イメージ>

— 小 — 年金額 — 大 —

据置期間	1年 … 10年
年金支払期間	40年 … 10年

*据置期間、年金支払期間以外の条件が同じ場合

“決まった期間”年金を受け取れ、年金額はふえる期待があります

ポイント

確定年金

ライフプランにあわせて、年金の受取りを開始する時期と受取期間を選べます。

ポイント

指数あり

参照指数の上昇による、年金額の上乗せが期待できます。

年金額は、**定額部分の年金**と**上乗せ部分の年金**の合計額となります。

定額部分の年金
ご契約時に指定通貨建てで確定します。

上乗せ部分の年金

毎年の年金支払日の前日の参照指数が、

ケース① 1年前より上昇した場合、新たな上乗せがあります。

ケース② 1年前より上昇しなかった場合は、新たな上乗せはありません。

*据置期間中も毎年上乗せの判定を行い、上昇率の合計をもとに年金額が上乗せされます。

しくみ図(イメージ)

しくみ図はイメージを表したものです。一時払保険料に対する年金額の高さの割合は実際の金額の割合とは異なり、また、将来の年金額などを保証するものではありません。

ご契約例	契約者	本人
	被保険者	本人
	年金受取人	本人
	後継年金受取人	配偶者
	据置期間	5年
	年金支払期間	25年

参照指数(イメージ)

↑ 1年前より上昇
↓ 1年前より下落

据置期間中も毎年、上乗せの判定を行います

初期費用の負担はありません

この図の場合、(a+b+c)の上昇率の合計をもとに1回目の年金に上乗せされます

通貨・据置期間・年金支払期間を選択できます。

指定通貨	据置期間	年金支払期間
米ドル	1年	10年
		15年
		20年
豪ドル	10年	25年
		30年
		35年
円	1年きざみ	40年

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・年数・据置期間・年金支払期間があります。

一時払保険料(基本保険金額)

指定通貨建て

死亡給付金額(指定通貨建て) 基本保険金額と同額

解約返還金額(指定通貨建て) 基本保険金額を上限

契約日

据置期間(5年)

年金支払開始日

年金支払期間(25年)

上乗せ部分の年金(指定通貨建て)

定額部分の年金(指定通貨建て)

定額部分の年金額は、確定年金(指数なし)の年金額より小さくなります。

年金の“便利”お受取り機能

●外貨建ての場合、お受取りごとに指定通貨または円貨を選択できます。

また、円貨でお受取りの場合、円貨への換算に適用する為替レートに為替手数料はかかりません。▶P18

⚠ 為替相場の変動などにより、受取額が変動します。

●年金のお受取りは、年1回払・年2回払・年4回払・年6回払・年12回払から選択できます。▶P16

ポイント

万が一の場合

- ご家族(後継年金受取人)が継続して年金を受け取れます。
- 上乗せ部分の年金も、継続して受け取れます。

⚠ 被保険者死亡後は新たな上乗せはありません。

後継年金受取人のお受取り

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時や年金の一括払時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P18

⚠ 据置期間中および年金支払期間中、参照指数が一度も「1年前より上昇」しなかった場合、年金支払期間にわたって上乗せ部分の年金額はゼロとなります。

参照指数について

参照指数の値については、
右記のコード(第一フロンティア生命ホームページ)から
ご確認ください。



●参照指数は、指定通貨ごとに以下のとおりです。

指定通貨	米ドル	豪ドル	円
参照指数	世界資産分散投資指数(米ドル)	世界資産分散投資指数(豪ドル)	世界資産分散投資指数(円)
指数スポンサー	ゴールドマン・サックス・インターナショナル		
指数助言会社	パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社		

*パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社は、第一生命ホールディングス株式会社100%出資の資産運用子会社です。

●参照指数は、国内外の株式・債券に分散投資した結果を反映し算出されます。



●一定のルールに基づきリスク(価格変動)を抑え、安定的な収益獲得をめざします。

収益獲得をめざす

ステップ 1 資産配分の決定 (月次)

資産全体に与える各資産の値動きの影響がおおむね均等になる配分をベースとして、期待できる収益が最大となる資産配分を決定します。

➡ バランスよく収益を獲得することをめざします。

ステップ 2 市場環境に応じた資産配分の見直し (月次または週次)

足元の経済環境・市場環境などを分析して、資産配分を調整します。

➡ さらなる収益獲得をめざします。

リスクを抑える

ステップ 3 急落リスクの予測 (日次)

各資産の急落リスクを予測して、資産配分を機動的に調整(現金に退避)します。

➡ 資産全体の大きな損失回避をめざします。

ステップ 4 運用総額の調整 (日次)

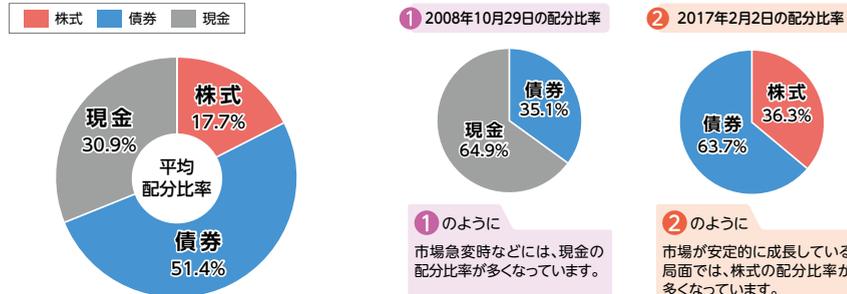
資産全体の価格変動率が目標水準(年率3%)よりも大きい場合は、運用総額をへらします。

➡ 価格変動率の安定化をめざします。

*参照指数について、くわしくは「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」10ページおよび「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

参考 参照指数と年金額のシミュレーション(米ドル建の場合)

〈各資産の配分比率〉 *2007年5月1日から2025年5月まで運用したと仮定



1 のように
市場急変時には、現金の配分比率が多くなっています。

2 のように
市場が安定的に成長している局面では、株式の配分比率が多くなっています。

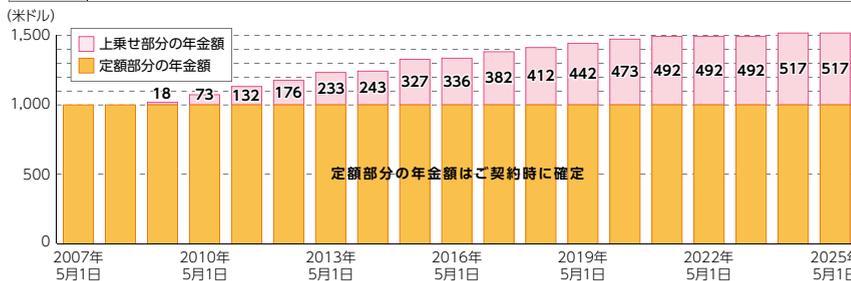
〈当参照指数の値の推移〉 *2007年5月1日から2025年5月まで運用したと仮定 *2007年5月1日を100として算出



*このグラフは、「世界資産分散投資指数(米ドル)」と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいて、2007年5月1日を100として算出した当参照指数の値の推移をグラフ化したものです。
*運用にかかる費用控除後、受取時の課税前を前提としています。

〈当参照指数の値の推移に基づいた年金額のシミュレーション〉

前提条件 [期間] 2007年5月1日を契約日とし、2025年5月1日まで運用を行い、年金を受け取ったと仮定
[年金の種類] 終身年金・指数あり、[定額部分の年金額] 1,000米ドル、[費用など] 運用にかかる費用控除後、受取時の課税前
[その他] 上乗せ部分の年金額は、小数点以下を切り捨てて表示



⚠ 上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。
また将来の運用成果を示唆あるいは確実性を保証するものではありません。
各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。
第一フロンティア生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

指数あり

上乗せ部分の年金のしくみ

ケース①

毎年の年金支払日の前日の参照指数が、**1年前より上昇した場合、新たな上乗せ**があります。

ケース②

参照指数が下落した場合、**新たな上乗せはありませんが、「上乗せ部分の年金」はへりません。**

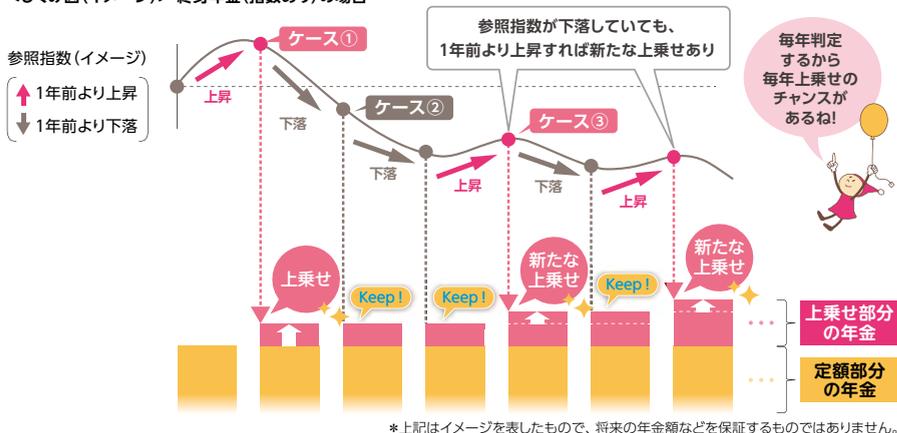
Keep!

ケース③

下図の例のように参照指数が大きく下落した状況でも、**1年前より上昇すれば、新たな上乗せ**があります。

*年金支払日は、第1回の年金については年金支払開始日、第2回以後の年金については年金支払開始日の年単位の応当日とします。

<しくみ図(イメージ)> 終身年金(指数あり)の場合



⚠ 据置期間中および年金支払期間中、参照指数が一度も「1年前より上昇」しなかった場合、年金支払期間にわたって上乗せ部分の年金額はゼロとなります。

万一の場合

年金支払期間中に、年金受取人が万一の場合

*被保険者と年金受取人が同一人の場合

- あらかじめ指定されたご家族(後継年金受取人)が、「残りの期間*の年金」を継続してお受け取りいただけます。
*終身年金の場合「残りの年金支払保証期間」、確定年金の場合「残りの年金支払期間」
- 年金受取人と後継年金受取人が受け取る年金(「指数あり」の場合、定額部分の年金)の総額は、指定通貨建て一時払保険料以上となります。
- 年金を受け取る権利(年金受給権)は原則として、後継年金受取人の固有の財産となり、遺産分割協議の対象外となります。
*後継年金受取人は、年金受取人の死亡後、新たな後継年金受取人を指定することができます。

⚠ 後継年金受取人が年金を受け取る場合、年金受取人の死亡時に、年金を受け取る権利(年金受給権)の評価額が相続税の課税対象となります。この場合、相続税法第12条(生命保険金の非課税枠)の適用はありません。
*外貨建の場合、相続税の課税対象額は円貨に換算したうえでの評価となるため、為替相場の変動による影響を受けます。

年金の受取り方①

年1回のお受取り以外にも、分割してお受け取りいただけます。

*くわしくは、「特に必要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」9ページをお読みください。

- 毎年(年1回)お受け取りいただく年金を、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)のお申出により、分割してお受け取りいただけます。
*分割払金額(「指数あり」の場合は定額部分の年金額に応じた分割払金額)が、米ドル建は500米ドル、豪ドル建は500豪ドル、円建は5万円を下回る場合はお取扱いできません。
- 分割払回数は、変更することができます。
*請求書類が第一フロンティア生命に到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)の直後に到来する年金支払日(年単位の応当日)における年金から変更後の取扱いを適用します。

<選択できる受取回数(分割払回数)>



⚠ 外貨建の場合、分割払金の円貨への換算に適用する為替レートは、分割払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります(為替相場の変動などにより、受取額が変動します)。
*分割払金を外貨でお受け取りになる際には、その都度取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客様の負担となります。

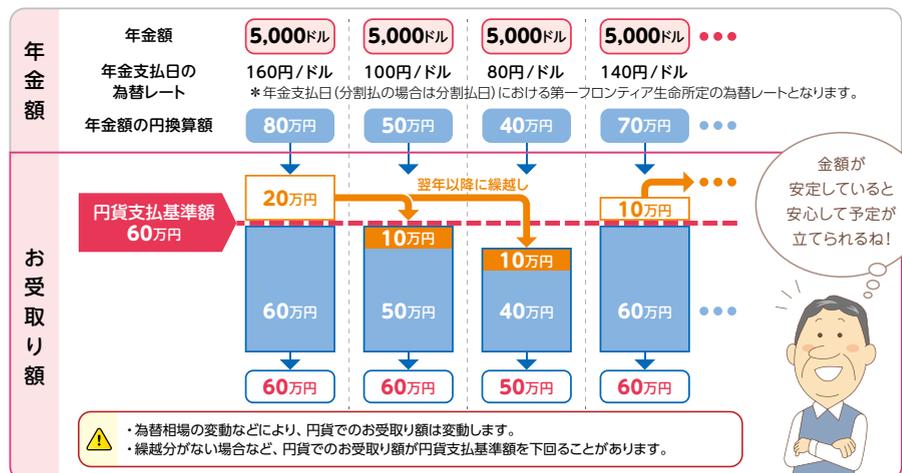
年金の受取り方②

外貨建の場合、円ベースでのお受取り金額を安定させます。

*[年金の円貨支払額平準化特約]を付加した場合

- 円ベースでお受け取りたい金額(円貨支払基準額)を設定することで、為替などによる年金額の変動を抑えることができます(年金は円貨のみでのお受取りとなります)。
- 分割払の場合、分割払金に対する円貨支払基準額を設定します。
*円貨支払基準額は10万円以上(分割払の場合は5万円以上)で設定いただけます。
- 円貨支払基準額を超えた金額は、次回以降に円貨で繰越し、円貨支払基準額を下回った場合に充当します。

<「指数なし」、年金額が5,000ドルで、円貨支払基準額を60万円に設定した場合のイメージ>



*繰越分は当社所定の利率による利息をつけて積み立てますが、上記イメージ図では省略しています。

主なお取扱いについて

基本保険金額／年金額		基本保険金額および年金額のお取扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。			
① 基本保険金額 (一時払保険料 もしくは払込金額)	最低	指定通貨で 入金する場合	米ドル 30,000米ドル	豪ドル 30,000豪ドル	円 300万円
	最高	「保険料円貨入金 特約」を付加する場合	円 300万円		
② 年金額		*保険料の払込単位は、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円です。			
① 基本保険金額 (一時払保険料 もしくは払込金額)	最低	指定通貨	米ドル 1,000米ドル	豪ドル 1,000豪ドル	円 10万円
	最高	*「指数あり」の場合は、定額部分の年金額を基準とします。			
② 年金額		3,000万円相当額(終身年金の場合に適用)* *「指数あり」の場合は、定額部分の年金額を基準とします。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命が定める終身年金に加入されている場合、 終身年金の年金額は通算して3,000万円相当額を超えることはできません。			
積立利率の適用期間		終身年金	契約日から契約日の30年後における年金支払日の前日までの期間		
		確定年金	据置期間と年金支払期間の合計期間 *合計期間が30年を超えるときは、契約日から契約日の30年後における 年金支払日の前日までの期間		
契約年齢 *契約日における被保険者の満年齢		終身年金	40歳～90歳	確定年金	0歳～89歳
		*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない年齢があります。			
年金支払開始年齢 *年金支払開始日における 被保険者の満年齢		終身年金	40歳～90歳	確定年金	1歳～90歳
		*確定年金の年金支払期間の満了日は、被保険者の満年齢が122歳となる年単位の契約当日の前日を 限度とします。(年金支払開始年齢+年金支払期間≤122歳)			
据置期間・ 年金支払期間			据置期間	年金支払期間	
		終身年金	ありません	終身	
		確定年金	1年～10年(1年きざみ)	10年～40年(5年きざみ)	
		*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない据置期間、年金支払期間があります。 *据置期間、年金支払期間ともにご契約後の変更は取り扱いません。			
年金総額保証割合 終身年金		指定通貨	米ドル・豪ドル 100%、110%、120%	円 100%	
		*ご契約後の変更は取り扱いません。			
年金受取人		契約者または被保険者 *ご契約時は契約者をご指定いただけます。			
死亡給付金受取人 確定年金		被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定			
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみご指定できます。 *指定しない場合は、「保険契約者代理特約」を付加し、保険契約者代理人を指定してください。			
年金種類の変更		取り扱いません。			
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。			
年金の分割払回数		年2回払、年4回払、年6回払(奇数月払)、年6回払(偶数月払)、年12回払 *分割払金額(「指数あり」の場合は定額部分の年金額に応じた分割払金額)が、 米ドル建:500米ドル、豪ドル建:500豪ドル、円建:5万円を下回るお取扱いはできません。 *分割払回数の変更・分割払の中止は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。			
円貨支払基準額の設定金額 (年金の円貨支払標準化特約)		10万円以上(1万円単位) *基準額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。			
解約	据置期間中	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を 解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。			
	確定年金				

年金の一括払	年金支払 期間中	終身年金	年金の一括払時の支払金をお受け取りいただけます。 *年金支払保証期間中の最後の年金支払日の前日までに限り請求できます。 *年金支払保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、 年金を継続してお支払いします。 *年金の一括払が行われた後、残りの年金支払保証期間中に被保険者が死亡された ときは、ご契約は消滅します。
		確定年金	年金の一括払時の支払金をお受け取りいただけます。 *年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに限り請求できます。 *年金の一括払が行われた場合、ご契約は消滅します。
		*請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を 一括払請求日とし、その日の未払年金の現価を基準として年金の一括払時の支払額を計算します。	
基本保険金額の 変更	増額	取り扱いません。	
	減額	取り扱いません。	
契約者貸付		取り扱いません。	

*法人契約のお取扱いはありません。

リスクと費用について

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を と表記しています。

お客さまが負う投資リスクについて

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額や年金の一括払時の支払額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の解約や年金の一括払などをされる際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて

為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金合計額、死亡給付金額、解約返還金額、お支払いした年金と年金の一括払時の支払金の合計額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算したこれらの金額を下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じるおそれがあります。

費用について(この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります)

- ご契約の締結・維持などに必要な費用
・積立利率の計算にあたってはご契約の締結・維持などに必要な費用の率(=保険契約関係費率)を、当社所定の利率(積立利率の適用期間経過後)の計算にあたってはご契約の維持などに必要な費用の率(=保険契約関係費率)を、あらかじめ差し引いております。
・「指数あり」の場合、定額部分の年金額の計算にあたって、上乗せ部分の年金額を受け取るために必要な額(年齢・性別などによって異なる
た具体的な数値は表示しておりません。なお、指数助言にかかる費用も含まれます。)を控除しています。
また、参照指数の計算にあたって、複製コスト(事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。)を控除されます。
*複製コストは、参照指数の各構成要素を実質的に保有・売買する際に発生する取引費用等に相当するコストです。
(参考)複製コストのシミュレーション結果: 年率0.33%~0.64%の範囲(対象期間:2007年5月~2024年11月)
- ご契約の解約や年金の一括払などの際の費用
解約返還金額や年金の一括払時の支払額などは、つぎの費用を控除したうえで計算されます。解約控除 = 基本保険金額 × 以下の解約控除率

指定 通貨	適用 されている 積立利率	年金の種類			終身年金			確定年金		
		積立利率	契約年齢	据置期間	契約年齢	据置期間	据置期間	据置期間	据置期間	
米ドル 豪ドル	3.00%以上	4.20%~0.39%	65歳~79歳	40歳~64歳	4.50%~0.00%	80歳~90歳	1年~4年	5年~6年	7年~10年	
	3.00%未満	2.90%~0.29%	65歳~79歳	40歳~64歳	3.10%~0.00%	80歳~90歳	1年~4年	5年~6年	7年~10年	
円	1.50%以上	2.70%~0.27%	65歳~79歳	40歳~64歳	2.80%~0.00%	80歳~90歳	1年~4年	5年~6年	7年~10年	
	1.00%以上1.50%未満	2.30%~0.23%	65歳~79歳	40歳~64歳	2.40%~0.07%	80歳~90歳	1年~4年	5年~6年	7年~10年	
	1.00%未満	1.80%~0.18%	65歳~79歳	40歳~64歳	1.90%~0.19%	80歳~90歳	1年~4年	5年~6年	7年~10年	

*契約日の10年後の契約当日以降は、解約控除はかかりません。

通貨を換算する場合の費用

以下の特約の為替レートには、為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

保険料円貨入金特約	TTM+50銭	円貨支払特約	TTM-50銭
-----------	---------	--------	---------

*年金(分割払の場合は分割払金)を円貨に換算してお受け取りになる場合の為替レートはTTMとなり、為替手数料はかかりません。

*上記の為替レートは、2025年10月現在の数値であり、将来変更することがあります。

*TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

の他に外貨のお取扱いに必要となる費用を負担していただくことがあります。

税務のお取扱いについて、くわしくは「特に重要なお知らせ(契約概要-注意喚起情報)」をお読みください。

この冊子に記載の税務のお取扱いは2025年8月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。